

公 示 送 達 書

告示 第 207 号
令和 8 年 7 月 13 日

玉村町長 石川 眞男

別紙の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場税務課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の方の申し出があれば、いつでもお渡し致します。

なお、この掲示は 地方税法第 20 条の 2 の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日に別紙書類が送達されたものとみなします。

公示送達されるべき者の  氏名、書類の名称などは、別紙のとおりです。

公示送達者一覧

送達すべき書類を特定するために必要な情報	氏 名
介護保険法第144条及び地方自治法第231条の3に関する書類	霜山 達雄
介護保険法第144条及び地方自治法第231条の3に関する書類	大城 ペドロ ヨシオ
以下空欄	